

技術者の自己都合（死亡含む）および技術者の責による解雇（退職）により入社日より3ヶ月未満に退職した場合、同等程度の技術者を1ヶ月以内に無料にて再度紹介するものとする。但し、退職日より1ヶ月以内に同等程度の技術者を紹介出来なかった場合、下記により紹介手数料を返金するものとする。

- ・入社後1ヶ月未満                      当初契約紹介手数料の90%を返金するものとする。
- ・入社後3ヶ月未満                      当初契約紹介手数料の60%を返金するものとする。